

議案第45号

大口町さくら咲く基金条例の制定について

大口町さくら咲く基金条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年6月5日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、郷土の誇りである桜を保存し未来へ引き継ぐための事業に充てるため、大口町さくら咲く基金を設置することに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町さくら咲く基金条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、大口町さくら咲く基金の設置、管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本町は、郷土の誇りである桜を保存し未来へ引き継ぐ次に掲げる事業を円滑に推進するため、大口町さくら咲く基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 桜の保存事業
- (2) 桜に関する調査及び研究事業

(積立)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金として積み立てた額は、第2条に定める事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。